

市民と市長との対話集会実施要領

平成 28 年 4 月 1 日改正

1、目的

市民参加のまちづくりの理念のもと、市長が市民の皆さんとの直接の対話を通じて身近なまちづくり施策に市民の声を反映させることを目的とします。

2、対象

三好市内に居住又は通勤若しくは通学している者を中心として構成され、市内で定期的活動を行っている団体、グループ等（NPO法人、ボランティアグループ、自治会など）とし、集会の実施は1団体につき年1回を原則とします。

ただし、次に該当する場合は対象外となる場合があります。

- (1) 政治的または宗教的な団体など
- (2) 公序良俗に反する活動をするまたはその恐れがある団体など
- (3) 特定の個人や団体に対する誹謗または中傷を懇談の内容として希望する団体など
- (4) 個人的相談や苦情または一方的な主張、要求を懇談の内容として希望する団体など
- (5) その他、集会の趣旨に照らし適当でないと認められる団体など

3、内容

対話の内容は、団体の主たる活動を基に地域の活性化及び市政の発展に資する建設的な意見や提案などに限定します。

4、申込方法

別紙申込書及び参加者名簿を、開催希望日の1か月前までに持参、郵送、ファクシミリ、メールいずれかの方法で、事務局まで提出するものとします。

開催決定は、事務局が申込内容の確認と日程の調整後、団体の代表者に連絡します。

5、開催方法

- (1) 参加人数は概ね10人以上とします。
- (2) 開催場所は、原則市内で申込団体の手配とします。
- (3) 会場確保が困難な場合は市役所等で開催します。
- (4) 会場設営及び進行は、申込団体と事務局が協力して行います。
- (5) 開催時間は、1時間30分程度とします。
- (6) 集会の実施に係る費用等は、申込団体の負担とします。

6、公開

集会は原則として公開するものとし、必要に応じて市のホームページ等で行います。

7、事務局

	住 所	電話番号	F A X
秘書人事課	〒778-8501 三好市池田町シンマチ1500番地2	72-7646	72-7673
三野支所	〒771-2395 三好市三野町芝生1039番地	77-4800	77-2881
山城支所	〒779-5304 三好市山城町大川持518番地9	86-1111	86-2554
井川支所	〒779-4895 三好市井川町辻73番地	78-5001	76-3016
東祖谷支所	〒778-0295 三好市東祖谷京上157番地2	88-2212	88-2166
西祖谷支所	〒778-0915 三好市西祖谷山村一字343番地2	87-2273	87-2835